

新規漁業就業者を支援します！

島原市では、これから新たに漁業を始める方の支援を行う「**浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業**」を行っております！



浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業とは・・・

新たに漁業を始めようとする方に対し、指導者のもとで漁業技術の習得を目的とした研修を行って頂く際に、生活費や、指導者に対しての謝金などを補助金として支給し支援を行うことで、新規漁業就業者の定着促進を図る事業です。

◇応募資格

下記の①、②を満たしている方。

①島原市に定着し漁業を営むことが確実と思われる方であり、これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める方。（ただし、漁家の子弟にあたる方においては、生計独立した方、Uターンした方、又は学校卒業後3年以内であって複数の漁業種類等の技術習得研修に取り組む方に限ります。）

②技術指導を行ってもらう指導者が決まっている方※1

※1 指導者となられる方は、島原市内に在住しており、漁業協同組合の正組合員としておおむね10年以上携わっていることが条件です。漁業研修を行いたくても指導者が決まっていな方については、最寄りの漁業協同組合へご相談下さい。（指導を行ってもらうにあたり、指導者へ謝金を支給する事業もあります。ただし、2親等以内の親族が指導者となる場合を除きます。詳しくは下記問い合わせ先にお尋ね下さい。）

◇応募方法

研修希望申請書及び確約書※2を島原漁業協同組合または有明漁業協同組合にご提出下さい。

※2 研修希望申請書及び確約書用紙は各漁業協同組合または島原市役所有明庁舎1階農林水産課耕地水産班窓口にてお求め下さい。記入の仕方など分からないことがあれば下記問い合わせ先にお尋ね下さい。

◇応募期間

適期

◇審査方法

提出された研修希望申請書をもとに、島原市漁業担い手確保推進協議会において審査が行われます。

◇その他

■研修の条件

研修期間中及び研修期間終了後に次の事由が生じた場合には、研修生は原則として既に支給を受けた研修費を返還しなくてはなりません。

- ① 研修期間中に研修を中止したとき
- ② 研修終了後、原則として1年以内に研修を受けた地域の漁業に従事しないとき
- ③ 研修終了後、研修を受けた地域の漁業への従事期間が原則として継続して3年間に満たないとき

■研修期間

最大2年間

■生活費や指導者に対する謝金の支給額

研修生の生計状況、指導を行ってもらう漁法により異なります。また、生活費の支給についても条件があります。詳しくは、下記問い合わせ先までお尋ね下さい。